

育児・介護休業法の改正を踏まえた 主な指針事項①（令和4年4月1日施行）（案）

1. 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別周知・意向確認のための措置に関する事項について

- (1) 育児休業に関する制度等を知らせる措置及び育児休業申出に係る労働者の意向を確認するための措置は、労働者による育児休業申出が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、取得を控えさせるような形での周知及び意向確認の措置の実施は、法第21条第1項の措置の実施とは認められないものであること。
- (2) 育児休業申出に係る労働者の意向を確認するための措置については、事業主から労働者に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものであること。

【参考】

●男性の育児休業取得促進策等について（建議）

2. 必要な措置の具体的内容

1. 男性の育児休業取得促進策について

- (2) 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の働きかけ及び環境整備
- 労働者への個別の働きかけ
 - ・ 個別労働者への周知の方法としては、中小企業にも配慮し、面談での制度説明、書面等による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択することとすることが適当である。なお、取得意向の確認については、育児休業の取得を控えさせるような形での周知及び意向確認を認めないこと、また、事業主から意向確認のための働きかけを行えばよいことを、指針において示すことが適当である。

●育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月15日参議院厚生労働委員会）※衆議院厚生労働委員会の附帯決議も同内容

十一、育児休業の取得意向の確認等において、労働者に対し取得を控えさせるような取扱いが行われないよう運用を徹底するとともに、違反が明らかになった場合には事業主に対して厳正な対処を行うこと。

2. 育児休業の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置に関する事項について

- (1) 雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、短期はもとより1か月以上の長期の休業の取得を希望する労働者が希望するとおりの期間の休業を申出し取得できるようにすることに配慮すること。
- (2) 雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいものであること。

【参考】

●男性の育児休業取得促進策等について（建議）

2. 必要な措置の具体的内容

1. 男性の育児休業取得促進策について

(2) 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の働きかけ及び環境整備

○ 休業を取得しやすい職場環境の整備のあり方

- ・ 新制度及び現行の育児休業を取得しやすい職場環境の整備の措置を事業主に義務付けることが適当である。職場環境の整備の具体的な内容としては、中小企業にも配慮し、研修、相談窓口設置、制度や取得事例の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択することが適当である。

環境整備に当たっては、短期はもとより1か月以上の長期の休業の取得を希望する労働者が希望する期間を取得できるよう事業主が配慮することを指針において示すことが適当である。

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月15日参議院厚生労働委員会）※衆議院厚生労働委員会の附帯決議も同内容

九、選択肢の中からいずれかの措置を講じなければならないとされている雇用環境の整備については、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいことについて、事業主の理解を得るよう努めること。（略）

3. その他

法改正に伴う所要の規定の整備を行う。